

施策の内容	区分	担当課	成果目標	執行状況	達成成果	
“職場”で実践する男女平等						
6 就労の場への女性の参画促進						
(1) 就労機会の拡大						
ハローワーク等と連携し、就労機会を拡大するための取り組みを行います。	無料職業紹介事業の充実	拡充	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。	継続：ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。就職支援セミナー・就職面接会についても前年度同様実施した。既存の事業に加えて、東京しごと財団等と共催で「若者向け就職セミナー」「緊急就職支援セミナー」を実施した。	新規求職者数3,155名(対前年比10.5%)：(男1,540人(対前年比12.7%)女1,615人(対前年比8.6%)) 紹介数7,451件(対前年比25.6%)：(男4,451人(対前年比37.0%)女3,000人(対前年比11.9%)) 就職数842件(対前年比5.6%)：(男422人(対前年比6.2%)女420人(対前年比5.0%)) 自己検閲端末利用者数26,253名(対前年比7.2%)
	保育付き再就職支援講習会の実施	拡充	産業振興課	再就職支援のための講習会を実施する。	就職支援セミナー(6月と10月に3日間ずつ実施)において、保育サービスを実施。	利用したセミナー参加者からは好評であった。
(2) 職場における制度・慣行の見直し						
都や商工会など関連機関と連携をとりながら、市内事業所に対し、事業所内における男女に不平等な制度や慣行の見直しを働きかけます。また、働く人が気軽に相談できる機会の提供や、市内の実態把握に努めます。	市内企業・事業所への男女雇用機会均等法などの労働関係法令の遵守要請	継続	産業振興課	労働関係法令について周知し、職場における制度・慣行を見直す。	関係機関発行パンフレット等をカウンターで配布。20年11月に、ハローワーク三鷹管内の西東京市・東久留米市・清瀬市合同の雇用問題連絡会議を行いこの中で本件についての意見交換なども行われた。	未達成
	苦情処理機関設置の検討(セクシュアル・ハラスメントに対する相談や申し立てを含む) 「11 女性をとりまくあらゆる暴力への対応」「15 庁内推進体制の整備」にも掲載	新規	生活文化課	男女平等参画推進計画の検証・評価の中で検討	未実施	未実施
	セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度導入の検討 「11 女性をとりまくあらゆる暴力への対応」にも掲載	新規	生活文化課	セクシュアル・ハラスメント等の訴訟費用の貸付制度の調査・検討	「扶助協会」やすでに実施している「豊中市」の先進的な情報収集をした。	情報収集し、現状把握をした。

≡ は重点事業

課題	担当課事業評価	男女平等参画推進委員会 事業評価
平成17年にコーナーの検索端末を増設したが、スペースの関係上これ以上は増設できない。現状で継続実施していく。	ハローワーク三鷹と連携して行う本事業も、実施後6年目に入り市民に定着してきている。就職情報コーナーについては、スペース的にも、時間的にも限度いっぱい実施しているので、今後も継続実施していく予定である。 「若者向け就職セミナー」については参加者が1名であった。今後広報活動に改善が必要。	市民の就労機会の拡大に取り組む事業の一貫として女性の就労機会の拡大にも取り組んでいる本事業は実施6年目に入り、市民に定着している様子がうかがえる。今後もハローワークをはじめとした他機関と連携を図り、女性のニーズに応え、事業の一層の充実を望む。不況下、市民のニーズは非常に高いものと思う。
(募集方法) 現在、セミナーについてはハローワーク、保育サービスについては市で申し込みを受けているが、煩雑であるため、窓口を一本化したい。	子どもを持つ求職者にとっては、就職活動環境改善の一助となるもので、今後も引き続き実施していきたい。	女性の再就職希望は高い。しかし、幼児がいることで再就職のための準備講座や講習会への参加が難しい女性たちも多い。今年度は保育付き再就職支援講習会が開催され喜ばしい。窓口一体化等、受講生の立場で申し込みやすさ等考慮をお願いしたい。
東京都労働相談情報センター・ハローワーク三鷹等と実施方法について検討する。	関係機関等との情報交換・検討が必要である。	関係機関発行のパンフレット等の配布がおこなわれた点は、一定の評価できる。また、雇用問題連絡会議で意見交換も行われたとのこと。今後は関係機関との情報交換を進め、市内事業所にいっそう周知をお願いしたい。
第1次男女平等参画推進計画5年間の実績評価の中で男女平等推進条例設置とあわせて検討。	内閣府男女共同参画局発行の苦情処理ガイドブック(平成20年3月発行)等から現状把握と情報収集を行った。	苦情処理機関の設置検討は未実施だが、男女平等条例設置と合わせ、ぜひ検討を進めてもらいたい。準備段階として情報収集に努めてほしい。
セクシュアルハラスメント等の人権侵害に訴訟費用の貸付ができる制度について引き続き調査・検討する。	豊中市では、豊中市男女共同参画条例を施工した平成15年から、豊中市訴訟等に係る資金の貸付に関する条例を改正し、人権侵害を受けた市民が行う訴訟費用の貸付にも無利子で実施している。平成20年度は労働関係に関する貸付2件の実績。	具体的な事業展開としてセクシュアルハラスメント等の訴訟費用の貸付制度についての調査、検討が課題として挙がっている点は評価できる。豊中市など先行自治体の事例など基礎資料を集め、新規事業として着実に実施されることを望む。

東京都労働相談情報センターと連携した労働相談の実施	拡充	産業振興課	職場における不適切な制度・慣行の見直しを図る。	「相談」事業としては実施できなかったが、東京都労働相談情報センター国分寺事務所主催事業「多様な働き方セミナー」に共催という形で参画している。「トラブル事例から学ぶ派遣労働のルール及びその課題」等について講義が行われた。この中で雇用の原則あるいはトラブル対処方法などについて、事例及び法根拠などをもとに学習した。	未達成
市内企業に対する男女平等についての講演会等の開催	新規	生活文化課	男女平等についての講演会を開催し、意識啓発を促進する。	未実施	未到達
		産業振興課	男女平等についての講演会等を開催し、市内企業の男女平等についての意識啓発を促進する。	未実施	未達成
市内企業の男女平等意識調査の実施	新規	生活文化課	市内企業の男女平等意識調査を行う。	市内企業の男女平等意識調査を実施するための予算要求した。	予算計上できなかった。
		産業振興課	市内企業の男女平等意識調査を行う。	未実施	未達成

(3) 管理的立場への女性の参画促進

女性の参画に向けた積極的な登用促進策が検討されるよう、啓発に努めます。	新規	産業振興課	男女間格差のない登用	関連パンフレット等を商工会へ配布	未達成
		生活文化課	男女間格差のない登用ができるような情報提供	国や都からのポスター掲示、啓発紙やチラシをパンフレットスタンド等で配布	ポスター掲示・チラシ配布を公共機関へ依頼
	拡充	産業振興課	労働関係法の周知し、管理的立場への女性参画を促進する。	関係機関発行パンフレット等をカウンターで配布。	関係機関等との情報交換・検討は未実施。
	新規	産業振興課	男女平等についての講演会等を開催し、管理的立場への女性参画を促進する。	未実施	未達成
生活文化課		男女平等についての講演会等を開催し、女性の管理的立場への参画を促進する。	未実施	未到達	

(4) 起業への支援

西東京創業支援相談センター等と連携して、相談や講座の開催など、起業を支援する取り組みを行います。	継続	産業振興課	起業相談に応じる	平成20年度実績で相談者172名（女性の割合約47%）。創業支援相談センターについては、毎月市報へ掲載し周知を図るとともに、HPを設け、広く利用を呼びかけている。	実施中
--	----	-------	----------	---	-----

東京都労働相談情報センター等と実施方法について検討する。	達成に向けて検討	C	市内企業の実情把握にと努めてほしい。
実施方法等について検討	市内企業の実情を把握することからはじめる	C	市内企業に対して男女平等についての講演会の実施は、生活文化課と産業振興課との連携準備が必要。実施に向けて、調整をお願いしたい。
市内全域を対象とするような事業だけでなく、小さな事業を積み重ねていくような方法も視野に入れて実施を検討する。	達成に向けて検討	C	
	市内企業の実情を把握することからはじめるので予算が計上されてから実施する。	C	市内事業所の男女平等意識調査の実施は、施策の推進するための基礎的な実態把握である。調査に関する予算化が難しいなら、さまざまな方策でもかく市内事業所の実情の把握に努めてほしい。また、市内全域を対象とするような事業だけでなく、小さな集いのような事業を開き、意見交換し、実情の把握に努めるような取り組みからでも始めてほしい。
市内全域を対象とするような事業だけでなく、小さな事業を積み重ねていくような方法も視野に入れて実施を検討する。	達成に向けて検討	C	
ハローワーク、東京都労働相談情報センター、東京しごとセンター等関連団体との連携も含めて実施方法等についてさらに検討を進める。	達成に向けて検討	B	関連パンフレットの配布など積極的な広報をお願いしたい。実施方法についても検討を進めてほしい。ポジティブアクションの普及啓発は男女の格差是正に大きな役割を果たすものである。さらに積極的な普及啓発に向けて、具体的な方法などについてさらに検討し、実施展開されること望む。
国や都からの情報提供だけでなく、普及・啓発の方法等を検討する。	男女平等情報誌等の活用工夫をしていきたい。	B	
周知方法について検討する。	達成に向けて検討	B	関係機関発行のパンフレットの配布がおこなわれた点は評価できる。今後は国や東京都が製作した労働法関連の冊子などを一部加工し、市独自の冊子発行にも取り組んで欲しい。
実施方法等について検討。	達成に向けて検討	C	事業実施に向けてまず「女性の就労の場への参画促進の視点」「男女平等についての意識啓発の必要性」など、男女平等参画計画の実効性のある推進について産業振興課との十分に調整を行い、実施して欲しい。
市内企業の男女平等意識の実態を知る。	国や東京都が実施する事業への参加のポスターやチラシの配布のみになっている。今後市内企業の男女平等意識調査を実施し検討したい。	C	
今後も引き続き市民周知をはかる。平成21年度より「西東京創業支援・経営革新相談センター」として経営革新のための相談業務を充実させる予定。	今後も継続実施。現在、問合せ等があった場合、この他にも、東京都や東京都中小企業振興公社、創業アシストプラザの事業についても合わせてアナウンスしている。	A	起業相談事業の女性割合は47%で約半数を占めている。女性のニーズも高いと考えられる。今後、一層事業の周知を図り、女性の起業ニーズ及び経営革新に応える支援について充実を図ってほしい。

	起業講座の開催	拡充	公民館	雇用されない働き方を選択するきっかけをつかむことができる。	関係する事業等の情報を提供している。	講座の開催に至らなかった。
			産業振興課	起業支援のための講座を実施する。	平成20年度実績で、起業者等に対する講習会を7回開催した。	実施中

(5) 女性農業者の活動の支援

女性農業者の交流機会の拡大を図り、組織の強化や新たな組織づくりを支援します。また、女性農業者の農業技術の向上や、農産加工による起業を支援します。	交流の場づくりと組織づくりの支援	新規	産業振興課	女性農業者の交流機会の拡大、組織の強化や新たな組織づくりを支援する。	平成20年度は、6名の認定農業者の認定がされた。その内7名の方が家族協定を結んだ。	認定農業者連絡会の中で、女性農業者の交流機会の拡大、組織の強化や新たな組織づくりを支援する。
	研修等への参加の促進と農産物加工の体制づくり		産業振興課	女性農業者の農業技術の向上や、農産加工による起業を支援。	平成20年度は、6名の認定農業者の認定がされた。その内7名の方が家族協定を結んだ。	認定農業者連絡会の中で、女性農業者の交流機会の拡大、組織の強化や新たな組織づくりを支援する。

7 男女ともに家族的責任と両立できる就業環境づくり

(1) 労働時間短縮に向けた取り組み

国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。また、市民にも自身の働き方を見直すよう意識啓発していきます。	企業・事業所を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	拡充	産業振興課	関係機関と連携して企業や事業所に働きかけ、労働時間の短縮を促進する。	関係機関発行のパンフレット等をカウンターに配布した。	パンフレットについては、配布できた。関係機関との検討は未実施。
			生活文化課	関係機関と連携して、労働時間の短縮に向けた啓発誌の配布	労働時間短縮に向けた国や都からの啓発紙等を配布	部数の多いパンフレット等は、他の公共施設等に配布。
国や都などの関係機関と連携して、企業や事業所に働きかけ、労働時間短縮を促進します。また、市民にも自身の働き方を見直すよう意識啓発していきます。	働く市民を対象とした、労働時間短縮に向けた啓発誌の配布	新規	生活文化課	関係機関と連携して、労働時間の短縮に向けた啓発誌の配布	労働時間短縮に向けた国や都からの啓発紙等を配布	部数の多いパンフレット等は、他の公共施設等に配布。

(2) 育児・介護休業の取得促進

育児・介護休業法に関する企業・事業所の理解を深めるため、情報提供を行います。また、先進的な取り組み事例を情報誌等で紹介するなど、制度整備や利用の利点を周知します。	企業・事業所を対象とした、育児・介護休業法周知のための啓発誌の配布	新規	産業振興課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う	関係機関発行のパンフレット等をカウンターに置き配布した。	配布できた。
			生活文化課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う	未実施	未到達

公民館が、このことのみをテーマにして講座を開催すべきものかどうか、疑問。仮に、起業を望む女性が、専門施設でない講座に興味を示すものかどうか疑問が残る。	女性問題講座において、女性の自立について学んでいるが、多くの場合子育て中の女性対象に傾いており、起業意識までは生まれてきていないものと推量する。	C	女性問題講座は高く評価している。起業を促すための講座開催は、公民館講座の優先順位や受講者のニーズとの関連で開催が難しいことは理解できる。ただ共働き世帯も増加、幼児を抱える母親も潜在的には働くことへの欲求を持つ人も多いと思われるので、情報提供は多彩に展開してほしい。
今後も引き続き市民周知をはかる。	今後も継続実施。	A	男女対象の起業支援の講座として7回講習会が開催されている。39名参加とのこと。今後、いっそう起業支援講座開催について周知し、受講者増を図ってほしい。
農協が2つ在るが、農協との調整	20年度は、認定農業者は6件の認定を行った。しかしながら女性の件数は0件にとどまっている。認定農業者連絡会（意見交流会等）が進められ、今後も認定事業を継続実施していく。このほかにも<西東京市でもできる家族労働のルール作りや女性の役割の重視等や活動支援を検討したい。	B	認定農業者が6件の中で女性農業者が0件であったことは残念である。交流機会の拡大や組織づくりのために働きかけや調整に努めてほしい。その中で、家族労働のためのルール作りの基礎になる家族協定を結ぶことへの啓発活動などにも積極的に取り組んでほしい。また、農協との調整を図り、新たな組織づくりを支援してほしい。
家族協定の検証を図り、農協女性部との連携を模索する。	平成15年度に農業振興計画を策定し、現在このプランを基に農業振興施策を実施している。この中で大きな柱となっている「安全安心な農作物（加工品含む）作り ブランド化」に向けて女性が係われるような環境をスキルアップのための研修も含めて整備していく。	C	市の農業振興計画の中で、女性農業者支援の計画を掲げている。女性農業者の農産加工による起業支援や種々のスキルアップなどに向けての研修などの環境整備を望む。
関係機関との検討が必要。	市内事業所を対象にパンフレットを送付し、経営者等の意見を聞きながら啓発活動を進めてまいります。	B	国からワーク・ライフ・バランス推進など、労働時間短縮に関する啓発紙は非常に多く出されている。配布について、今後関係機関との連携を図り、一層事業を拡充することを望みたい。
商工会等関係機関との連携を検討する。	労働時間短縮に向けた国や都からの啓発誌を活用する	B	国からワーク・ライフ・バランス推進など労働時間短縮に関する啓発紙は非常に多く出されている。配布について、今後関係機関との連携を図り、一層事業を拡充することを望みたい。
労働時間短縮に向けた国や都からの啓発誌は部数も少ないので情報提供の方法等を検討する。	労働時間短縮に向けた国や都からの啓発誌を活用しながら、市報やHP等に掲載する。	B	国からワーク・ライフ・バランス推進など労働時間短縮に関する啓発紙は非常に多く出されている。配布について、今後関係機関との連携を図り、一層事業を拡充することを望みたい。啓発誌の配布は、他の公共施設に配布依頼など、努力が見られる。今後、関係機関との連携を図り、事業を拡充することを望みたい。
関係機関との検討が必要。	育児・介護休業法周知を職場で取りやすい方向を検討し、パンフレット等を事業所に送付できるよう関係機関と協議したい。	B	今後、関係機関と協議し、多彩な手段で情報提供を行って欲しい。
他機関からの情報や市内の情報を含めた啓発方法を検討	今後もより広く啓発できる方法を検討	C	今後、さらに普及啓発活動の拡充を目指すため情報誌、市報、HPなど活用し、多彩な手段で行って欲しい。

仕事と家庭 両立推進企 業への優遇 措置の検討	新規	契約課	男女共同参画社会へ貢献している企業に対する優遇制度を構築することによって、育児対象年齢の引き上げなど「育児・介護休業法」に定める基準を上回る制度を設ける企業の拡大を図る。	特に優遇措置は講じていない。	特になし
		生活文化課	優先的に入札に参入できる優遇制度を構築することによって、育児対象年齢の引き上げなど「育児・介護休業法」に定める基準を上回る制度を設ける企業の拡大を図る。平成17年度契約課との連携、情報提供等。	未実施	未到達
働く市民を 対象とした、 育児・介護 休業制度に 関する啓発	新規	生活文化課	育児・介護休業法周知のための情報提供を行う。	国や、都からの啓発ポスターや講演会のチラシ等をパンフレットスタンド等で配布	国や、都からの啓発ポスターや講演会のチラシ等をパンフレットスタンド等で配布
男性市職員 の育児休業 取得の啓発	拡充	職員課	全職員に対して職業生活と家庭生活の両立について意識改革を行い、男性の育児参加を職場全体で支援する態勢をつくり、男性の育児休業の取得を促進する。	育児休業取得対象の男性職員へ制度説明実施	男性職員の育児休業取得者1名 男性職員の育児休業取得率5.6% 目標数値5%を達成 男性の部分休業取得者1名

(3)多様な働き方への支援

パートタイム・派遣労働 等の労働条件向上のため の啓発を行います。	拡充	産業振興課	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	東京都労働相談情報センター国分寺事務所主催事業「多様な働き方セミナー」に共催という形で参画している。「はじめてでもわかる！パートタイムで働く、雇う時のポイント」について講義が行われた。パート労働の法律、保険・税金について2日間講義を行った。	労働基準法及びパートタイム労働法について学び、労働者・事業主両方の立場での権利と義務について学ぶことができた。
		生活文化課	パートタイム労働法・労働者派遣法の周知	関係機関発行のパンフレット等を配布 情報誌パリティ創刊号でタイトル「知ってますか？改正パートタイム労働法」を取り上げた。	関係機関発行のパンフレット等を配布 情報誌パリティ創刊号でタイトル「知ってますか？改正パートタイム労働法」を取り上げた。
	拡充	産業振興課	就労を希望する市民のニーズに応えるため、就職情報提供・相談の拡大を図る。	継続：ハローワークと共同で田無庁舎2階に設置した就職情報コーナーにおいて、就職相談・情報提供事業を実施した。カウンターに各種情報パンフレット等を置き配布した。就職支援セミナー・就職面接会についても前年度同様実施した。既存の事業に加えて、東京しごと財団等と共催で「若者向け就職セミナー」「緊急就職支援セミナー」を実施した。	新規求職者数3,155名(対前年比10.5%)：(男1,540人(対前年比12.7%)女1,615人(対前年比8.6%)) 紹介数7,451件(対前年比25.6%)：(男4,451人(対前年比37.0%)女3,000人(対前年比11.9%)) 就職数842件(対前年比5.6%)：(男422人(対前年比6.2%)女420人(対前年比5.0%)) 自己検閲端末利用者数26,253名(対前年比7.2%)
		生活文化課	パートタイム・アルバイト・派遣労働・在宅ワーク等に関する情報提供	関係機関発行のパンフレット等を配布 マザーズ&レディースのハローワークのリニューアル情報をホームページに掲載	男女平等推進係パンフレットスタンド及び市民会館パンフレット台での配布及び掲示となっている。

現在、東京都内の団体で構成し、管理運営している東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより電子入札を行っており、企業の福利厚生制度については、経営事項審査によって共通事項として評価されているため、一市だけの取組みでは効果に疑問がある。	独自格付け（優遇措置）を実施することによって、目標の施策内容を実現するのは難しい。他団体の取組み状況を注視していきたい。	C	東京都全域加盟の団体として電子入札を行っているという事情から本事業が一自治体の取組みが難しいという状況は理解できる。ただ入札委員会の委員3人は全員男性とのこと、女性委員の登用を図るようお願いしたい。
仕事と家庭両立支援推進企業に対して優遇措置を実施している区市の実態調査をし、何ができるか検討する。	収集した資料を活用し、今後も仕事と家庭両立推進企業への優遇措置を検討する	C	事業は、未達成。事業の設定、目標の再確認など担当所管課との調整が必要である。
他機関からの情報や市内の情報を含めた啓発方法を検討	情報誌に掲載、今後もより広く啓発できる方法を検討	B	ポスター、チラシ、パンフレットなど一定の情報提供が行われている点は評価したい。今後、さらに普及啓発活動の拡充を目指すため情報誌、市報、HPなど活用し、多彩な手段で行って欲しい。
制度の周知 「性別役割分担意識の是正」や、男性職員自身及び職場における「男性職員の積極的な育児参加に対する消極的な意識の是正」等、制度利用を支援する職場環境の整備 業務量・業務分担当等、各職場における業務改善	男性職員の育児休業取得率は目標値を達成している。男性職員自身が積極的に育児参加することを促すために男性職員研修を実施した。男性職員も育児休業を利用して休業できる職場体制づくりの啓発を継続して行う。	A	男性の育児参加および育児休業取得の促進を目指す事業を継続的に実施し、毎年成果目標をクリアしている点は高く評価したい。そして、さらに配偶者の妊娠時にパパになる男性職員に向けてのガイドブックの発行や母子保健課との連携で両親学級への講師派遣など、きめ細かな具体的な取組みも評価したい。今後は育児休業取得の目標値5%の目標値で良とせず、目標の数値そのものを段階的に上げて更なる取得の促進に向けて本事業を推進してほしい。
今後も引き続き市民周知をはかる。	今後も継続実施。	A	他機関との共催でパートタイム労働に関する法律、保険、税金などのセミナーを実施。今後も関係機関との連携を深め、啓発普及事業に取り組んで欲しい。
今後、関係機関等とも検討する。	男女平等情報誌や市報・HP等の活用をした。	A	情報誌バリテで改正パートタイム労働法をわかりやすく取り上げた点は評価できる。非正規雇用者は増大しているので、今後も多彩な手段で取り組んで欲しい。
平成17年にコーナーの検索端末を増設したが、スペースの関係上これ以上は増設できない。現状で継続実施していく。	ハローワーク三鷹と連携して行う本事業も、実施後6年目に入り市民に定着してきている。就職情報コーナーについては、スペース的にも、時間的にも限度いっぱい実施しているので、今後も継続実施していく予定である。 「若者向け就職セミナー」については参加者が1名であった。今後広報活動に改善が必要。	A	ハローワーク三鷹と連携して行う本事業も6年目に入り、市民にも定着し、良くやっていると評価できる。この不況下、特に求職女性のニーズに応える就職情報提供や相談へのきめ細かな対策など一層の内容的な充実を図ってもらいたい。
パートタイム・アルバイト・派遣労働・在宅ワーク等に関する情報提供の方法について検討する。	市報・HP等を活用し、最新の情報提供を図る	B	関係機関パンフレットなど資料の配布やHPも使って情報提供は多彩になっている点は一部評価できる。しかし、近年は非正規雇用が広がり、労働法も改正が目立つ。今後、非正規雇用者をめぐる情報提供の充実を目指すため情報誌、市報、HPなど活用し、一層多彩な手段で行って欲しい。